平成２６年度　共同生活援助事業所ぴあ 事業計画書（案）

（共同生活援助事業所）

第１　基本方針

本年度より共同生活援助（グループホーム）に一元化されたことで、共同生活援助事業所ぴあは、更にご利用者の人格尊厳を尊重しながら、自立した地域生活を営むことができるよう、事業を適正かつ効果的に実施するとともに、ご利用者に対して適切な支援に資するためのサポート体制と相談業務の強化を図ります。

また、ご利用者の障がいの種別や程度に関係なく、障がいがある一人ひとりが充実した生活が送れるよう、仲間作りの場と生きがいの場を保障し、豊かな人生を築くために必要な支援を提供することで健康管理の充実にも努めます。

１　個別支援計画に基づくサービス提供

共同生活援助サービスの提供は、ご利用者一人ひとりのニーズに沿った個別支援計画書に基づき適正かつ効果的な支援を行ないます。

２　生活支援の向上

生活支援は、個人担当制に基づいて、ご利用者に対する生活支援の質の向上に努めます。

また、巡回時は以下の事項に着目して支援を行います。

相談、食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、入浴・排泄等の介護、日中活動に係わる他の事業所や関係機関との連絡調整を通して日常生活全般の支援を行います。

３　共同生活住居の増設と新規事業の導入

近年のご利用者の多様なニーズに対応すべく、サテライト型住居や新たな共同生活住居の確保を計り、安心して生活が出来るように支援を推進します。

４　防火、防災対策の強化と設備保全

安全かつ安心した生活環境が提供出来るよう、共同生活住居ぴあの電化整備について検討していくとともに、各共同生活住居の設備の保全と災害対策を推進します。

５　ご家族との連携強化と情報の共有

相談や苦情を生かすための仕組みづくりやご家族との情報共有を目的として、年次で家庭訪問を計画し、ご家族との信頼関係の強化や情報の共有を図り、適切な支援サービスの向上に努めます。

６　事務所の狭隘対策

ご利用者の定員増に伴う職員数の増加で、各種業務を行う為の十分な面積が必要であることから、事務所の狭隘対策について検討を進めます。

７　研修体制の構築

ご利用者の人権擁護の意識について徹底を図るとともに、援助技術力の向上や虐待防止のための、外部研修会への参加や実践的な内部研修等を推進します。

第２　組織と利用者状況

１　組織の概要

ご利用者の障がい特性を踏まえたサービスを提供するとともに、安定的な施設経営を遂行するために、次の組織体制とします。

（１）総務係

総務係は、事業所運営の庶務、会計、管理を行い、ご利用者への間接的な支援と経営管理を行います。

（２）生活支援員

生活支援員は、巡回支援等を通して、地域生活場面における支援を中心にサービス提供を行います。

（３）世話人

世話人は、主に食事の提供や生活面の支援と相談等を行います。

（４）職員配置状況（平成２６年　４　月　１　日現在）

区　分	管理者	サビ管	生活支援員	世話人	総務	計
男　性	1	１（1）	4			６（1）
女　性			5	１５（7）	（3）	２０（１０）
計	1	１（1）	9	１５（7）	（3）	２６（１１）

※（　　）は兼務職員

２　会議等の体制

（１）次の会議、委員会を設置し、利用者支援のサービス向上に努めます。

- 地域支援会議　（毎月）
- 支援内容調整会議　（半年毎）
- ケース会議　（随時）
- 防災対策委員会　(随時)
- 虐待防止委員会　（随時）

（２）研修会

- 施設内研修会　（随時）
- 関係機関・団体・その他の研修参加（随時）
- 研究調査・ケース研究　（随時）

３　利用者の状況（平成２６年４月１日現在）

（１）各共同生活住居における利用状況

区　分	ぴ　あ	えーる	はるか	ういんぐ	あゆみ	らいふ	あおば	ひかり	なごみ	合計
男　性	5	4			1		6	4	2	２２
女　性			6	6	3	5				２０
計	5	4	6	6	4	5	6	4	2	４２

（２）障害認定区分

区　分　　１　　２

平成26年度　共同生活援助事業所　ぴあ　組織図（案）
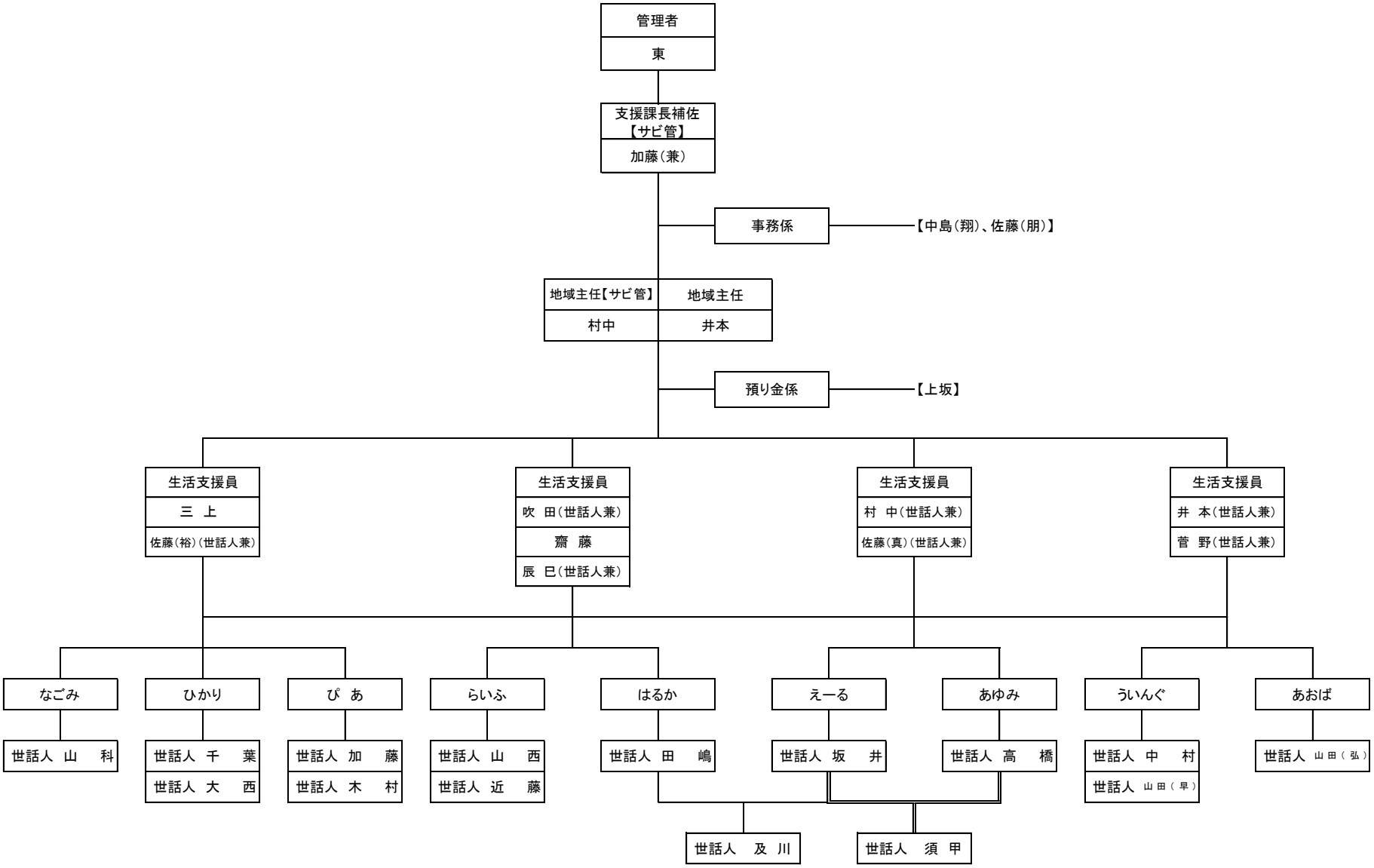
平成26年　4月　1日